

【議事要旨】平成 27 年度 南三陸町総合計画審議会（第 6 回）

日 時：平成 27 年 10 月 23 日（金）

13：30～15：30

場 所：南三陸町役場 保健センター

次 第

1. 開会

2. 挨拶（会長）

3. 報告事項 (1) 第 11 回作業部会の開催概要

(2) 南三陸町議会全員協議会での素案説明について

(3) 今後の総合計画審議会の予定

(4) 総合計画総論（案）について

4. 審議 (1) 基本構想素案

(2) 基本計画素案

5. その他 パブリックコメントの実施について

6. 閉会

（配布資料）

次 第 平成 27 年度南三陸町総合計画審議会（第 6 回）

資料 1 作業部会等の結果と今後の審議会の予定

資料 2 南三陸町 第 2 次総合計画（素案）2016～2025

資料 3 総合計画（素案）パブリックコメントの実施について

参考資料 平成 27 年度「南三陸町のこれからのまちづくり」意向調査結果
速報版（案）

■議事要旨

1. 開会

※第 6 回総合計画審議会が開催された（出席委員 8 名）

2. 挨拶（会長・町長）

3. 報告事項

(1) 第 11 回作業部会の開催概要

(2) 南三陸町議会全員協議会での素案説明について

(3) 今後の総合計画審議会の予定

(4) 総合計画総論（案）について

（質疑応答）

委員 : 資料 2、13 ページ、総論第 2 章 3 の③に「森林保全に関わるフォレストック認定制度の活用等」とあるが、フォレストック認定制度は CO₂ 排出権のことなので違うのではないか。

（意見として承る）

4. 審議

(1) 基本構想素案

(質疑応答)

- 委員 : 資料2、26 ページ第2章1の①で、平成37年の本町の人口の維持目標が11,620人であるが、その年度の推計人口は11,354人となっており、両者にあまり差がないのではないか。
- 地方創生・官民連携推進室長：推計人口の11,354人は、今まで通りの出生や転入出の傾向で推移した場合の推計結果であり、維持目標は出生や転入出の傾向を現在より改善させた上での計算結果になる。数字の差は小さいが、現実的な目標を設定した方が、施策の実効性がより高まると考える。維持目標は推計値より300人程度多く、人口減少が続く中ではこの目標達成も高いハードルだろうと考えている。
- 委員 : 資料2、27 ページ、第2章1の②の最後に、「総数だけではなく若い世代の転入を促すために各種施策を積極的に講じます。」とあるが、何か考えている施策はあるか。
- 町長 : 先日、定住促進住宅を開設し、定員に達した。今後も10戸新たに供給する予定である。定住促進住宅の供給により外から人を呼び込みたい。また子育て支援を充実したいと考えており、今年度から保育料を半額にし、医療費も高校生まで無料化した。子育てしやすい体勢をどう整えるかが町の課題の柱になる。
- 会長 : 全国的に人口減少、一極集中が進む中難しい問題だが、子どもを育てやすい環境づくりは大切である。他に先駆けてやるべきだと思う。
- 委員 : 人口が減れば商売が続かず、また人が減るという負のスパイラルが生じる。今の人団だけで考えていくことには無理があるので、前向きな形での人口増加に取り組まなければならない。現在の記述では各論がわからないので、企業の誘致、結婚の支援等、具体性を持った計画が必要である。誰が見ても、これならば人口が増えるという希望を持てるような内容を今後盛り込んでほしい。
- 町長 : 全国的に、人口が増えることはあり得ない状況である。地方創生で人口増加を図るとしているが、どのように施策を展開するかは難しい。宮城県全体でも今後人口が50万人減ると見込まれている。そのような中で、本町の人口増加は現実的でない。
- 委員 : 何らかの施策には取り組んでほしいと思うので、その根拠として具体策を盛り込んでほしい。今住んでいる人にとって、人口が減り続けることが不安である。不安払拭のためにも、明るい内容も盛り込んでほしい。実現性は難しいが、「人口が減る」という記述だけでは将来に不安をかき立てる。町民の気持ちが穏やかになるような表現の仕方を考えてほしい。
- 町長 : 人口が減る中で力を入れるのは年代構成のバランスを保つことである。そのような目標を立てることが「明るい内容」であると思う。
- 委員 : 町が掲げる「きらりと輝く」まちにするためには、雇用の場の確保が最も大切ではないか。それにより様々な施策を打つことができ、若い人の流出も防げる。現在は有効求人倍率が高いが、復興事業が終われば有効求人倍率は1.0倍を下回るのではないか。生産力が低い町では若い人も流出しかねない。今あるまちの資源、我々が気づかない資源を活用して取り組みながら、今住んでいる人を流出させないようにすることが大切である。

- 町長 : 子どもを産む環境を醸成するには、行政だけでなく企業にも協力してもらう必要がある。育児休暇の取得を許容する風土を出していくなどの取組がなければならない。皆様にもご協力いただきたい。
- 委員 : 町外から人を呼び込むに当たり、住まいが町にない点がネックになっている。また、本町では第一次産業が多いが、仕事のマッチングが上手くいっていないと感じる。都会から来ても希望する仕事がないという意見も聞く。現在、定住に向けて転入する人は自ら起業する人が多く見られるので、起業支援等に取り組む必要がある。
- 町長 : 町外から来る人は本町の給与水準に満足しているのか、またはここでがんばりたいから安くても勤めているのか。
- 委員 : 若い人はやりがいを重視していると思う。私の年代ならばたくさん稼ぐ、高い車を買うといった話があるが、今の若い人にはそのような欲はない。仕事以外でも色々なことに携わりながらの生活を望んでいるのではないか。
- 委員 : 本町は収入が少なく、本人の収入のみでは生活が成り立たないのではないか。加工業については、昔は農業や漁業の傍ら従事している人が多かったが、今はほぼすべてが専業である。子どもがいればお金がかかる上、田舎では一人一台ずつ車が必要になり、必要経費が高くなる。30歳代の男性が15万円程度の給与で結婚し、子どもを産むことができるのか。経営者の責務もあるが、このような現状を踏まえなければ対策は難しい。官民を挙げての取組が必要である。
- 委員 : 今、若い人は携帯電話にお金をかけている一方で、高い車を持とうという気持ちはない。しかし、農協職員を全国の大学生を対象に募集したところ、都市部と初任給の格差があったこともあり、予想した人数の半分も応募がなかった。良い人材ほど都市部に流れてしまう。本町の環境は十分魅力があると認識しているが、将来の生活を考えると難しい。給与が安くてもやりがいを持って来る人を支援する施策が総合計画に必要ではないか。この町の魅力を全面的に打ち出せる具体的な施策があればと思う。田舎は生活コストが高く、一人であれば十分暮らせるが、家族を持つとなると難しい。また新人の募集は難しいことから、中途採用枠でもう一度募集することだが、応募が来るか心配である。

(2) 基本計画素案

(質疑応答)

【政策1 安全安心・協働／政策2 産業振興・自然環境】

- 委員 : 54ページ、施策2-2「農林業の振興」の基本事業「④計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用」について、本町ではこれから鹿の問題が増えてくると見込まれるので、事務事業「森林病害虫防除事業」に「獣害対策」も盛り込んでほしい。これからは本町も電気柵での獣害対策を必要とする地域になってくる。
- 町長 : 県の町村会における要望書でも、鳥獣対策について力を入れて取り組んでもらうよう明確に記載している。
- 委員 : できれば事業名の修正のみならず、施策の本文に盛り込んでほしい。
- 委員 : 53ページ、施策2-2「農林業の振興」の基本事業「①農地の保全と活用」について、「耕作放棄地を草地として活用」とあるが、耕作放棄地を草地としてそのまま活用できるのか。「耕作放棄地を再整備した上で活用」といった表現が必要ではないか。現在の記述では以前と意図が変わらない。

- 委員 : 同じ箇所で、「農地貸借による経営規模拡大と併せて、集落営農・法人化を促進し農作業受託による実質的な農作業拡大を図ります」とあるが、担い手対策について具体性を持った表現を盛り込むことにより、町としての取組がより見えてくるのではないか。担当課と一緒に検討してほしい。
- 産業振興課長：施策2－2「農林業の振興」の基本事業「①農地の保全と活用」の主要事務事業「農山村地域活性化推進対策事業」に病害虫及び獣害対策の取組が含まれている。また、基本事業「④計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用」については「獣害対策」を盛り込みたい。
- 委員 : 現在ねぎの栽培等で農地の活用に取り組んでおり、本来であれば12町歩程度まで拡大したいが、それができない。農地に関する何らかのルールや農地を貸してくれない理由はあるか。
- 委員 : 貸してくれないことはないが、優良地の貸し出しは難しい場合がある。現在、圃場整備を町内6カ所で実施しているが、土壤の問題が深刻である。様々な対策を講じているが、園芸に供せる土地ではない。三陸縦貫自動車道や防災集団移転事業で出た土を入れるのでは難しい。在郷や気仙沼市の大谷では、今年4町歩程度栽培したが、収量はほとんど見込めない。土と排水対策が原因である。雨が降ればぬかるみ、晴れた日では堅くて刃が入らない。新たな土を入れてほしいという要望もある。但し、西戸地区のようにうまく取り組んでいるところもある。県や国とともに変えていかなければならない。
- 委員 : 今は農協に相談しながら取り組んでいるが、ある程度広さがなければ農家として経営が難しい。また、これからは食品加工についても取り組んでいきたい。圃場整備の情報があれば提供してほしい。
- 委員 : 復興交付金を利用して施設が着々と整備されているが、このままでは利用しかねる状況に陥る可能性がある。在郷地区ではねぎの一次処理施設をつくってもらっており、10～15haの圃場に対応している。しかし、今までは使えずになってしまいます。
- 産業振興課長：在郷地区は石がまだある。既に定着し栽培しているところについては、収穫をしなければ補完的な工事もできないので、日程調整をして進めたい。傾斜不足や排水等の問題があるので、この点は県にも申し入れている。
- 委員 : 整備した圃場で栽培ができるようになるまでは、被災していない農地とタイアップしていかなければ、農家も動けずに終わってしまう。
- 委員 : 57ページ、施策2－4「商工業の振興」の基本事業「③企業誘致の促進」について、震災前は十分な面積の土地を確保できず、労働者もいないということが問題となり、企業誘致がままならなかった。しかし、震災後に町が土地を買い上げており、現在は町が管理する広大な土地がある。これを町として企業誘致に使っていいのか。町民からは、「なぜ何も手をつけずに土地を置いておくのか」という意見が出るかもしれないが、将来の企業誘致、それによる雇用促進、人口減少防止のために用いると説明すれば、町民も納得してくれるのではないか。
- 副町長 : 現在、志津川で換地作業を進めている。換地された町有地は有効利用できるよう集積を図る必要がある。個々人の意向もあり上手くいかない部分もあるが、急がなければならない。今後、そのような土地を政策的に1カ所に集積すべきという意見が出てくるはずなので、順次進めていきたい。
- 委員 : 60ページ、施策2－5「観光交流の振興」の基本事業「④感謝・絆プロジェクトの推進」主要事務事業④に「南三陸応縁団推進事業」とある。わざわざ「縁」という字を用いているので、その説明を入れた方が良いのではないか。

- 事業名だけが記載されると間違っていると勘違いされる。
- 事務局 : 現在、計画には記載していないので、注釈等で記載する。
- 委員 : 団体名を決める際に、「南三陸応援団」という団体が既に存在していたことがわかったため、名称を変えた経緯がある。
- 委員 : 「南三陸応援団推進事業」について、事業の期限があるか否かを心配している。
職員の契約を 1 年ごとに更新しており、毎年この時期になると不安になる。
私たちも移住者を定住させようと取り組んでいるが、事業が継続しなければせっかくの人材が残らないことになる。
- 町長 : 主要政策に盛り込み、今後 10 年間は継続してもらうよう、会長から役場に伝えてほしい。
- 産業振興課長 : 担当課では、最低 5 年スパンでの事業案として、目的を充実させようという考えを聞いている。必要性が高いという意見であれば 10 年間の取組となる。
- 町長 : 東京と神戸で行われた南三陸応援団の交流会に、私と及川委員が参加したが、熱い応援団である。関西では登録者のほとんどがイベントに出席してくれた。

【政策 3～政策 5】

- 委員 : 97 ページ、施策 5－4 「持続可能な行政運営の推進」の基本事業「④ PPP の推進」とあるが、PPP は一般の人にはわからないので注釈をつけてほしい。
- 会長 : 説明書きを追加願いたい。
- 委員 : 88 ページ、施策 4－2 「生涯学習の推進」の基本事業「③社会教育施設の整備と有機的連携体制の構築」に関連して、志津川、歌津の公民館や図書館を新しくつくると思うが、せっかくつくるので予算を削らないでほしい。また、被害に遭った場合は避難所としての機能が重要であるので、有事の際にみなが集まれる機能を設置した公民館、図書館をつくってほしい。計画書上の文章はこのままで良い。
また、志津川地区に整備する生涯学習センターは、立地は良いが駐車場が狭い。すぐ脇に空き地があるので、その土地も整備して駐車場として使うと良いのではないか。
- 企画課長 : 公共施設については、整備事業費をできるだけ抑え、整備後の運営に予算を充当していくという考え方である。また施設は高台に整備する上、防集団地の集会所等にも避難所としての機能を持たせる予定である。
また、生涯学習センターの道路をまたいだところに町有地があるので、駐車場として一体的に整備する方針である。
- 委員 : 84 ページ、施策 3－8 「環境と調和した快適な住環境の整備」に関して、災害公営住宅の家賃の高さが問題となっている。高齢者、独り暮らし、年金生活者にとっては厳しい。町からは以前「入居者の実情に応じた家賃を設定する」という説明があった。入谷の災害公営住宅に入居している人は現在の家賃で妥当だと考えているのか。
- 建設課長 : 公営住宅の家賃は住宅法で決まっていて町で決められない。国の基準額に部屋の面積、経過年数、利便係数を乗じる等により定められる。利便性について、例えばこれまでの町営住宅に浴槽がないのに対し、災害公営住宅は整備されていることが挙げられる。町が調整できるのは、地価の違いを反映する程度である。但し、入居から 10 年間は特別減免措置を講じており、入居者の約 9 割は家賃が月 5,000 円前後である。また所得が増えれば家賃も上がる。なお、11 年後には本来の家賃である 16,800 円になる。心配ではあるが、それ以上の減免はできない。

- 委員 : 知り合いで、家賃が月 10 万円近くになると言われたという人がいる。それならば仙台市内で家を購入した方が良いと考え、転出してしまった人もいる。働き盛りの高所得者が転出しているのではないか。
- 建設課長 : 入居者へ説明する時は本来の家賃で説明している。また共働きの場合は家賃が高くなる。
- 委員 : 先日、安倍総理大臣が介護離職者ゼロを言っているが、担当課としてどのように考えるか。
- 副町長 : 福祉・介護の職は賃金が安く、仕事がきついこともあり、入社後 1 年間の離職率が最も高い。国が税金を投入し、賃金や職員を増やすことにより、職員一人あたりの加重を減らさなければ改善は難しい。高齢者の人口が増加し需要は増えるが、働く人は減るので、そのアンバランスを埋めなければならない。またどの職でも離職者はいるので、離職率ゼロは現実的に難しい。

(3) 基本計画骨子案（リーディングプロジェクト）

（質疑応答）

なし

5. その他

パブリックコメントの実施について

（質疑応答）

なし

6. 閉会

以上